

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

環境部 ごみ減量課

監査期間 平成28年 4月 4日から
平成28年 4月22日まで

指摘事項	措置状況
ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。	
(ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあつた。	今後は、随意契約の理由を明確にし、法令等に基づいた適正な事務をします。
(イ) 業務委託契約約款で定められた完了届の提出を受けていないものがあつた。	今後は、契約書及び約款を十分確認の上、委託業者に完了届の提出を求めます。また、委託業者には報告の周知徹底を図ります。
(ウ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものがあつた。	今後は、契約保証金に関する事項を記載するように適切に処理をします。
(エ) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものがあつた。	今年度から入札し、単価契約を締結した業者から購入します。
イ にこやか収集の実施に関する決定通知書について、要綱で定められた様式と相違するものを使用していた。	今年度から要綱に定められた様式に改めました。
ウ 年次休暇の主査専決で、課長補佐又は主任主査が配属されている場合、どちらかが専決者となるにもかかわらず、主査が年次休暇の専決者となっていた。	今後は、西尾市決裁規程に則った事務処理をします。

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。

2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。

また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

環境部 ごみ減量課環境事業所

監査期間 平成28年 4月 4日から
平成28年 4月22日まで

指摘事項	措置状況
ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。	
(ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものが散見された。	今後は、随意契約の理由を明確にし、法令等に基づいた適正な事務をします。
(イ) 契約書に業務を再委託する場合は、あらかじめ承認を受けることが記載されているにもかかわらず、承認を受けずに再委託されていた。	今後は、再委託を承認し、契約書に基づいた適正な事務をします。
(ウ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載のないものがあった。	今後は、契約保証金に関する事項を記載するように適切に処理をします。
(エ) 契約書に収入印紙の貼付漏れがあった。	平成28年4月22日に収入印紙を貼付しました。
イ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあった。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。	労働時間が6時間を超える場合には、少なくとも45分の休憩を与え、適切な労務管理をします。
ウ 環境事業所職員及び臨時職員の被服等で貸与項目に基づかない支給がされていた。被服等の貸与については、西尾市職員被服等貸与規程に則った事務処理をされたい。	今後は、西尾市職員被服等貸与規程に則った事務処理をします。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。